

○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第三条第一項第一号から第三号に掲げる事項

(昭和六十四年環境庁・通商産業省告示第一号)

最終改正 平成三十年十二月十八日
 経済産業省・環境省告示第十一号
 施行日 平成三十一年一月一日

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号から第三号に掲げる事項を次のように定めたので、告示する。

第1 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質等の生産量及び消費量の基準限度

(1) 議定書附属書AのグループIに属する物質（クロロフルオロカーボン

期間	生産量	消費量
1993年1月1日に始まる12箇月の期間	119,998	118,134
1994年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間	30,000	29,534
1996年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間	0	0

(2) 議定書附属書AのグループIIに属する物質（ハロン）

期間	生産量	消費量
1993年1月1日に始まる12箇月の期間	28,419	16,958
1994年1月1日に始まる12箇月の期間	0	0

及びその後の各12箇月の期間

(3) 議定書附属書BのグループIに属する物質（他の完全にハロゲン化されたクロロフルオロカーボン）

期間	生産量	消費量
1993年1月1日に始まる12箇月の期間	1,874	1,865
1994年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間	586	583
1996年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間	0	0

(4) 議定書附属書BのグループIIに属する物質（四塩化炭素）

期間	生産量	消費量
1995年1月1日に始まる12箇月の期間	2,940	11,232
1996年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間	0	0

(5) 議定書附属書BのグループIIIに属する物質（1, 1, 1-トリクロロエタン）

期間	生産量	消費量
1993年1月1日に始まる12箇月の期間	15,637	17,279
1994年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間	7,819	8,640
1996年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間	0	0

(6) 議定書附属書CのグループIに属する物質（ハイドロクロロフルオロカーボン）

期間	生産量	消費量
1996年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	—	5,562
2004年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	5,654	3,615
2010年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	1,413	1,390
2015年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	565	556
2020年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	28 (2020年1月1日に存在する冷凍空気調和機器への補充用に限る。)	27 (2020年1月1日に存在する冷凍空気調和機器への補充用に限る。)
2030年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	0	0

(7) 議定書附属書CのグループIIに属する物質（ハイドロブフロモフルオロカーボン）

期間	生産量	消費量
1996年1月1日に始まる12箇月の期間及び	0	0

その後の各12箇月の期間

(8) 議定書附属書CのグループIIIに属する物質（ブロモクロロメタン）

期間	生産量	消費量
2002年1月1日に始まる12箇月の期間（2002年11月27日までの期間を除く。）及びその後の各12箇月の期間	0	0

(9) 議定書附属書EのグループIに属する物質（臭化メチル）

期間	生産量	消費量
1995年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	3,376	3,664
1999年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	2,532	2,748
2001年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	1,688	1,832
2003年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	1,012	1,099
2005年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	0	0

(10) 議定書附属書FのグループI及びグループIIに属する物質（ハイドロフルオロカーボン）

期間	生産量	消費量
----	-----	-----

2019年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	45,036,349	64,364,138
2024年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	30,024,232	42,909,425
2029年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	15,012,116	21,454,712
2034年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	10,008,077	14,303,141
2036年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	7,506,058	10,727,356

備考 生産量及び消費量の欄に掲げる数値は、それぞれ特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する算定値（算定に用いた特定物質等の量の単位はトン）である。

第2 オゾン層の保護の意義に関する知識の普及その他のオゾン層の保護に関する国民の理解及び協力を求めるための施策の実施に関する重要な事項

オゾン層は、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の大部分を吸収することにより、地球環境の保全上極めて大きな役割を果たしている。

しかるに、近年、大気中へ放出された特定物質が、オゾン層を著しく破壊し、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の地表への照

射量を増大させることにより、人の健康及び生態系への悪影響をもたらすこと等に加え、大気中のオゾンの分布を変化させることにより、大気温度構造を変化させ、気候への重大な影響をもたらすことが懸念されている。

オゾン層の破壊により予想されるこのような被害は、世界の多数の人々の健康や地球上の生態系に及ぶ広範かつ重大なものであり、また、一度破壊されたオゾン層の回復には多大の年月を要することから、被害が確認されてから対策を講じたのでは手遅れになるおそれがある。

また、オゾン層の保護のため、特定物質について製造等の規制が措置された結果、オゾン層破壊効果のない特定物質代替物質、すなわちハイドロフルオロカーボンへの転換が進んだが、この特定物質代替物質は、地球温暖化に深刻な影響をもたらすものである。

このため、人の健康を保護し、及び生態系を保全するためには、国際的協調の下に気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図ることが何よりも肝要であり、我が国としても、国民の理解と協力を得つつ、長期的な視点に立ち、特定物質等の大気中への放出の削減を図るとともに、オゾン層の保護に関する調査・研究を推進すること等により、気候に及ぼす潜在的な影響に配慮した国際的なオゾン層の保護対策に積極的に貢献することが重要である。

以上のようなオゾン層保護の意義を踏まえ、以下の方法により、広く気候に及ぼす潜在的な影響に配慮したオゾン層の保護に関する

国民の理解と協力を求めることとする。

- ① 必要に応じ地方公共団体等との密な連携を図りつつ、あらゆる機会を通じて、気候に及ぼす潜在的な影響に配慮したオゾン層の保護の必要性等に関する国民の啓発並びに法の主旨及び内容の周知徹底に努めること。また、特定物質代替物質の地球温暖化に与える影響の啓発にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に基づく取組みなど、地球温暖化対策に係る既存の取組み及び枠組みを十分に活用すること。
- ② オゾン層を破壊するおそれがより少なく、かつ地球温暖化に与える影響の少ない製品の普及等について国民の協力を得るため、適切な配慮を行うこと。

第3 第2に掲げるもののほか、オゾン層の保護についての施策の実施に関する重要な事項

- 1 気候に及ぼす潜在的な影響に配慮したオゾン層の保護を図るため、議定書により我が国に課せられた特定物質等の生産量及び消費量の削減義務に対応した製造数量の規制、特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化のための施策、オゾン層の状況等に関する観測及び監視、代替物質及び回収・再利用技術の開発等の対策を総合的に推進することにより、オゾン層の保護のためのウィーン条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を確保する。
- 2 特に、当面、特定物質等の製造数量の規制のみならず、特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化のための対策についても最大

限の配慮を行うこととし、技術の進歩に対応した排出抑制・使用合理化指針に即してこれを推進する。

- 3 また、特定物質代替物質を代替する物質やそれを利用した製品が利用可能でない用途を中心として、エネルギー効率にも留意しつつ、特定物質代替物質を代替する物質やそれを利用した製品の開発及び普及を図る。
- 4 議定書附属書CのグループIに属する物質については、次に掲げる事項を確保するよう適切な配慮を行う。
 - (a) より環境に適切な他の代替物質又は代替技術が利用可能でない場合に限りて使用すること。
 - (b) 人命又は人の健康を保護するための極めて限られた場合を除くほか、議定書附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる物質が現在使用されている用途以外の用途に使用しないこと。
 - (c) オゾンの破壊を最小限にするように、かつ、他の環境、安全及び経済上の考慮にも適合するように使用の際に選択すること。
- 5 特定物質等の確実な破壊を行うための技術手法の開発・向上・普及を図るとともに、その開発状況を踏まえ、議定書第1条5に規定する破壊技術の検討に貢献する。
- 6 国際的な連携の下に、オゾン層の保護に関する科学的な調査研究を積極的に推進し、研究成果について、その普及に努めるほか、議定書第6条に規定する規制措置の評価に反映させる。
- 7 以上のような施策のほか、開発途上国への技術及び知識の移転

を促進する等気候に及ぼす潜在的な影響に配慮したオゾン層の保護に関する国際協力を推進する。